

# 悪徳業者に 注意！



千葉県内で、「私、この家建てたんですよ」「この家の図面は残っているから」とウソの説明をして契約を締結したり、「前払いしてもらえれば安くする」と言われ、支払うと連絡が取れなくなり工事が進まないという相談が、消費生活センターに複数寄せられています。

少しでも気になることがあれば、白井市役所本庁舎2階の消費生活センターにお気軽にご相談ください。情報提供もお待ちしております。来所と電話のどちらでも可能です。

## 悪徳業者か確認するには？

○特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp>

○特定商取引法による処分（千葉県）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/shouhi/oshirase/to-kushou/index.html>

不審に思ったら、迷わず下記に相談を！

白井市消費生活センター【白井市役所本庁舎2階】

☎047-492-1111（内線3202）または ☎188  
月曜日～金曜日 10時～16時（12時～13時を除く）

